



熊本県公報

第13573号
令和8年(2026年)
9月25日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○令和8年度(2026年度)予算の要領	(財政課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 24
○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障がい者支援課) 24
○地方税共同機構に収納に関する事務を行わせる特定歳入等の指定	(会計課) 25
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 25
○保安林の指定に関する予定	(〃) 26
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 26
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃) 26
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃) 26
公 告	
○公共測量の実施	(監理課) 26
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 27
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 27
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 27
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 27
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 28
○熊本県農業公園指定管理者募集	(農林水産政策課) 28
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 30
登 載 依 頼	
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(環境影響評価審査会) 30
○令和7事業年度に係る財務諸表の公告	(公立大学法人熊本県立大学) 30

告 示

熊本県告示第691号
令和8年度(2026年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和8年8月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。
令和8年(2026年)9月25日
熊本県知事 木 村 敬

令和8年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

令和8年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,936,813千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 999,865,942千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 173,520,000	千円 2,151,141	千円 175,671,141
	1 国庫負担金	69,346,174	205,728	69,551,902
	2 国庫補助金	102,467,470	1,945,413	104,412,883
2 繰入金		68,996,081	△ 2,647,507	66,348,574
	1 基金繰入金	68,769,765	△ 2,647,507	66,122,258
3 諸収入		67,748,720	44,179	67,792,899
	1 雑入	6,922,438	44,179	6,966,617
4 県債		96,866,000	3,389,000	100,255,000
	1 県債	96,866,000	3,389,000	100,255,000
歳入合計		996,929,129	2,936,813	999,865,942

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 65,628,137	千円 △ 2,750,895	千円 62,877,242
	1 総務管理費	35,085,727	△ 3,014,043	32,071,684
	2 企 画 費	13,465,741	263,148	13,728,889
2 民 生 費		132,655,556	133,715	132,789,271
	1 社会福祉費	59,639,305	133,715	59,773,020
3 衛 生 費		61,778,898		61,778,898
	1 環境衛生費	11,343,970		11,343,970
4 農水産業林費		64,590,814	566,850	65,157,664
	1 農 業 費	16,509,066	14,427	16,523,493
	2 畜 産 業 費	3,340,642	36,142	3,376,784
	3 農 地 費	24,119,934	22,468	24,142,402
	4 林 業 費	15,082,546	315,983	15,398,529
	5 水 産 業 費	5,538,626	177,830	5,716,456
5 商 工 費		75,739,679	666,428	76,406,107

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 商 業 費	61,254,068	666,428	61,920,496
	2 工 鉱 業 費	12,474,302		12,474,302
	3 観 光 費	2,011,309		2,011,309
6 土 木 費		96,280,364	2,822,250	99,102,614
	1 道 橋 り よ う 路 費	46,784,220		46,784,220
	2 河 川 海 岸 費	28,294,425	2,769,750	31,064,175
	3 港 湾 費	8,337,001	52,500	8,389,501
7 教 育 費		173,266,487	312,193	173,578,680
	1 教 育 総 務 費	42,548,770	34,639	42,583,409
	2 高 等 学 校 費	43,284,517	79,000	43,363,517
	3 特 別 支 援 費 学 校 費	15,252,605	27,000	15,279,605
	4 大 学 費	1,868,165	10,680	1,878,845
	5 社 会 教 育 費	2,424,965	28,600	2,453,565
	6 保 健 体 育 費	7,475,587	132,274	7,607,861
8 災 害 復 旧 費		48,309,281	1,186,272	49,495,553

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 民 生 災 害 復 旧 費		13,571	13,571
	2 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	23,603,837	857,595	24,461,432
	3 土 木 災 害 復 旧 費	22,933,457	315,106	23,248,563
歳 出 合 計		996,929,129	2,936,813	999,865,942

第 2 表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 5,422,539
	1 農 地 費	3,221,109
	2 林 業 費	2,201,430
2 土 木 費		18,350,802
	1 道路橋りょう費	9,894,002
	2 河 川 海 岸 費	5,528,000
	3 港 湾 費	80,000
	4 都 市 計 画 費	2,848,800
3 教 育 費		340,500
	1 高 等 学 校 費	340,500
4 災 害 復 旧 費		355,300
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	355,300
合 計		24,469,141

第 3 表 債務負担行為補正		
1 追 加		
事 項	期 間	限 度 額
1 防災情報通信基盤整備事業	令和 9 年度	千円 1, 244, 385
2 美登里地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和 9 年度 ～令和10年度	70, 000
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度	40, 000 30, 000
3 津口・芝口 1 期地区農業生産基盤整備事業 八 代 市	令和 9 年度 ～令和10年度	550, 000
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度	320, 000 230, 000
4 竜北地区農村地域防災減災事業 氷 川 町	令和 9 年度	250, 000
5 県立大学学部棟新築工事 熊 本 市	令和 9 年度 ～令和10年度	4, 799, 640
	年次別内訳 令和 9 年度 令和10年度	494, 330 4, 305, 310
6 熊本武道館空調設備等改修事業 熊 本 市	令和 9 年度	190, 461

2 変 更																																			
補 正 前			補 正 後																																
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額																														
1 東京事務所職員宿舍等賃借	令和9年度	千円 1,080	(補正前に同じ)	令和9年度	千円 1,110																														
2 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和8年度において総額75億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和9年度～令和29年度	861,002	2 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和8年度において総額75億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和9年度～令和29年度	1,078,739																														
	年次別内訳			年次別内訳																															
<table><tr><td>区 分</td><td>期間</td><td>利子補給率</td></tr><tr><td>個農協</td><td>15年以内</td><td>年1.30%以内</td></tr><tr><td>人銀行</td><td></td><td></td></tr><tr><td>共農協</td><td>20年以内</td><td>年1.30%以内</td></tr><tr><td>同銀行</td><td></td><td>年0.80%以内</td></tr></table>	区 分	期間	利子補給率	個農協	15年以内	年1.30%以内	人銀行			共農協	20年以内	年1.30%以内	同銀行		年0.80%以内	令和9年度	87,162	<table><tr><td>区 分</td><td>期間</td><td>利子補給率</td></tr><tr><td>個農協</td><td></td><td>年1.30%以内</td></tr><tr><td>人銀行</td><td></td><td></td></tr><tr><td>共農協</td><td>20年以内</td><td>年1.30%以内</td></tr><tr><td>同銀行</td><td></td><td>年0.80%以内</td></tr></table>	区 分	期間	利子補給率	個農協		年1.30%以内	人銀行			共農協	20年以内	年1.30%以内	同銀行		年0.80%以内	令和9年度	87,162
区 分	期間	利子補給率																																	
個農協	15年以内	年1.30%以内																																	
人銀行																																			
共農協	20年以内	年1.30%以内																																	
同銀行		年0.80%以内																																	
区 分	期間	利子補給率																																	
個農協		年1.30%以内																																	
人銀行																																			
共農協	20年以内	年1.30%以内																																	
同銀行		年0.80%以内																																	
	令和10年度	93,500		令和10年度	93,500																														
	令和11年度	93,500		令和11年度	93,500																														
	令和12年度	90,254		令和12年度	91,161																														
	令和13年度	82,851		令和13年度	85,828																														
	令和14年度	75,216		令和14年度	80,328																														
	令和15年度	67,581		令和15年度	74,828																														
	令和16年度	59,948		令和16年度	69,329																														
	令和17年度	52,312		令和17年度	63,828																														
	令和18年度	44,677		令和18年度	58,328																														
	令和19年度	37,041		令和19年度	52,827																														
	令和20年度	29,407		令和20年度	47,327																														
	令和21年度	21,773		令和21年度	41,828																														
	令和22年度	14,137		令和22年度	36,327																														
	令和23年度	6,503		令和23年度	30,828																														
	令和24年度	1,954		令和24年度	25,328																														
	令和25年度	1,358		令和25年度	19,829																														
	令和26年度	982		令和26年度	14,329																														
	令和27年度	605		令和27年度	8,828																														
	令和28年度	229		令和28年度	3,329																														
	令和29年度	12		令和29年度	167																														
3 上杉地区農村地域防災減災事業 熊 本 市	令和9年度～令和10年度	780,000	(補正前に同じ)	令和9年度～令和10年度	1,480,000																														
	年次別内訳			年次別内訳																															
	令和9年度	200,000		令和9年度	200,000																														
	令和10年度	580,000		令和10年度	1,280,000																														
4 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和9年度～令和10年度	300,000	(補正前に同じ)	令和9年度～令和10年度	500,000																														
	年次別内訳			年次別内訳																															
	令和9年度	100,000		令和9年度	300,000																														
	令和10年度	200,000		令和10年度	200,000																														

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
5 砂川地区農村地域防災 減災事業 宇 城 市	令和9年度 ～令和10年度	千円 450,000	(補 正 前 に 同 じ)	令和9年度 ～令和10年度	千円 625,000
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和9年度 令和10年度	375,000 75,000		令和9年度 令和10年度	375,000 250,000
6 警察関係業務	令和9年度	1,847,299	(補 正 前 に 同 じ)	令和9年度 ～令和11年度	2,298,398
				年次別内訳	
				令和9年度 令和10年度 令和11年度	1,357,291 879,674 61,433
7 県立高等学校学習用 端末購入費補助	令和9年度	135,000	(補 正 前 に 同 じ)	令和9年度	162,000
8 情報処理関連業務	令和9年度 ～令和13年度	1,853,197	(補 正 前 に 同 じ)	令和9年度 ～令和13年度	2,050,538
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和9年度	1,598,056		令和9年度	1,795,397
	令和10年度	225,535		令和10年度	225,535
	令和11年度	11,402		令和11年度	11,402
	令和12年度	10,402		令和12年度	10,402
	令和13年度	7,802		令和13年度	7,802

第4表 地方債補正				
1 追 加				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
福 祉 施 設 現 年 発 生 国 庫 費 補 助 事 業 費	千円 4,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
耕 地 現 年 発 生 単 県 費 災 害 復 旧 事 業 費	6,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
計	10,000			

2 変 更								
起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
農地防災国庫補助事業費	659,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	666,000			
治山国庫補助事業費	2,588,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	2,625,000			
河川国庫補助事業費	1,614,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	1,650,000			
港湾建設国庫補助事業費	1,454,000	その他	し方式で	元金均等償還、	1,478,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	2,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等				
公共土木現年発生国庫補助事業費	434,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	66,000			
総合相談所整備費	93,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に				
単県林道整備事業費	28,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	542,000			
単県治山事業費	53,000	行を含む。) (その他)	った後に	還をなし、又	124,000			
単県道路整備事業費	7,525,000	工事その他	おいては、	は借換えをす		(補正前に同じ)		
単県河川整備事業費	7,334,000	の都合により、	当該見直	ることができ	62,000			
単県砂防整備事業費	1,570,000	一部又は全部	し後の利	る。	226,000			
県立高等学校整備事業費	6,723,000	を翌年度以降	率)		8,374,000			
社会教育施設整備事業費	180,000	に繰り下げて			8,852,000			
県営体育施設整備事業費	161,000	借り入れるこ			1,787,000			
		とができる。			6,904,000			
		発行価格が			205,000			
		額面金額を下			236,000			
		回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						
計	30,418,000				33,797,000			

令和 8 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円
		649,200
	1 港 湾 費	649,200
合 計		649,200

令和 8 年度熊本県一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 750,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 997,679,129千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円	千円	千円
		173,520,000	375,000	173,895,000
	1 国庫補助金	102,467,470	375,000	102,842,470
2 繰入金		68,996,081	375,000	69,371,081
	1 基金繰入金	68,769,765	375,000	69,144,765
歳 入 合 計		996,929,129	750,000	997,679,129

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農水産業林費		千円	千円	千円
		64,590,814	750,000	65,340,814
	1 農業費	16,509,066	750,000	17,259,066
歳 出 合 計		996,929,129	750,000	997,679,129

令和8年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

令和8年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,586,393千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,096,515,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負担金		千円 5,793,111	千円 754,550	千円 6,547,661
	1 負担金	5,299,525	754,550	6,054,075
2 国庫支出金		173,520,000	68,540,212	242,060,212
	1 国庫負担金	69,346,174	29,395,726	98,741,900
	2 国庫補助金	102,467,470	39,144,486	141,611,956
3 財産収入		2,981,960	3,746	2,985,706
	1 財産運用 収入	1,451,996	3,746	1,455,742
4 繰入金		68,996,081	3,428,885	72,424,966
	1 基金繰入金	68,769,765	3,428,885	72,198,650
5 県 債		96,866,000	26,859,000	123,725,000
	1 県 債	96,866,000	26,859,000	123,725,000
歳 入 合 計		996,929,129	99,586,393	1,096,515,522

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円	千円	千円
		65,628,137	180,471	65,808,608
	1 総務管理費	35,085,727	119,950	35,205,677
	2 市 振 興 費	3,192,854	26,280	3,219,134
	3 防 災 費	4,284,576	34,241	4,318,817
2 民 生 費		132,655,556	4,050,001	136,705,557
	1 社会福祉費	59,639,305	646,438	60,285,743
	2 生活保護費	4,991,404	29,581	5,020,985
	3 災害救助費	23,615,635	3,373,982	26,989,617
3 衛 生 費		61,778,898	52,159	61,831,057
	1 公衆衛生費	47,282,476	48,469	47,330,945
	2 医 薬 費	1,413,646	3,690	1,417,336
4 労 働 費		3,457,964	2,319	3,460,283
	1 失業対策費	212,116	2,319	214,435
5 農 水 産 業 林 費		64,590,814	21,918,841	86,509,655

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 農 業 費	16,509,066	21,398,664	37,907,730
	2 農 地 費	24,119,934	239,425	24,359,359
	3 林 業 費	15,082,546	279,781	15,362,327
	4 水 産 業 費	5,538,626	971	5,539,597
6 商 工 費		75,739,679	11,000	75,750,679
	1 観 光 費	2,011,309	11,000	2,022,309
7 土 木 費		96,280,364	3,067,816	99,348,180
	1 土木管理費	3,091,480	8,068	3,099,548
	2 道 橋 り よ う 費	46,784,220	740,000	47,524,220
	3 河川海岸費	28,294,425	1,819,748	30,114,173
	4 都市計画費	7,562,876	500,000	8,062,876
8 教 育 費		173,266,487	120,914	173,387,401
	1 教育総務費	42,548,770	108,265	42,657,035
	2 社会教育費	2,424,965	12,649	2,437,614
9 災 害 復 旧 費		48,309,281	70,182,872	118,492,153

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 総務災害復旧費	328,597	412,667	741,264
	2 民生災害復旧費		11,628,432	11,628,432
	3 衛生災害復旧費		457,245	457,245
	4 労働災害復旧費	240	20,122	20,362
	5 農林水産業災害復旧費	23,603,837	12,214,154	35,817,991
	6 商工災害復旧費	157,546	307,672	465,218
	7 土木災害復旧費	22,933,457	41,320,582	64,254,039
	8 警察災害復旧費	14,112	44,086	58,198
	9 教育災害復旧費	1,271,492	3,777,912	5,049,404
歳 出 合 計		996,929,129	99,586,393	1,096,515,522

第 2 表 債務負担行為補正			
追 加			
事 項		期 間	限 度 額
1	農業研究センター災害復旧事業 合 志 市	令和 9 年度	千円 7,000
2	文化財資料室災害復旧事業 熊 本 市	令和 9 年度	3,500
3	上益城総合庁舎災害復旧事業 御 船 町	令和 9 年度	5,650
4	保健環境科学研究所災害復旧事業 宇 土 市	令和 9 年度	14,126

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
福祉施設整備費 福現年発生国庫費 補助事業費	千円 2,344,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
農業施設整備費 農事業費	1,203,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
福祉施設整備費 福現年発生単県費 災害復旧事業費	18,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政
環境施設整備費 環現年発生単県費 災害復旧事業費	316,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	の都合により、繰 上償還をなし、又
公衆衛生施設整備費 公現年発生単県費 災害復旧事業費	96,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	は借換えをするこ とができる。
労働施設整備費 労現年発生単県費 災害復旧事業費	8,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
水産業施設整備費 水現年発生単県費 災害復旧事業費	2,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
農林水産施設整備費 農現年発生単県費 災害復旧事業費	240,000	り入れることがで きる。		
農業施設整備費 農現年発生単県費 災害復旧事業費	507,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
商工施設整備費 商現年発生単県費 災害復旧事業費	262,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
警察施設整備費 警現年発生単県費 災害復旧事業費	37,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
県立大学施設整備費 県現年発生単県費 災害復旧事業費	3,000	ことができる。		

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業 費	198,000	政 府 貸 付 金 の 借 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 12年以内 半年賦元金均等 償還
計	5,234,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,588,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,624,000	(補 正 前 に 同 じ)		
耕 地 災 害 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	622,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	2,014,000			
漁 港 災 害 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	6,000	融機構、会社、 その他 (借入方法)	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	31,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	434,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	ただし、県	13,999,000			
教 育 施 設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	152,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	1,273,000			
単 県 治 山 事 業 費	53,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	67,000			
単 県 道 路 整 備 事 業 費	7,525,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	8,620,000			
単 県 河 川 整 備 事 業 費	7,334,000	(その他)	においては、	は借換えをす	8,028,000			
単 県 土 地 区 画 整 理 事 業 費	404,000	工事その他	当該見直	ることができ	674,000			
総 務 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	166,000	の都合により、 一部又は全部	し後の利 率)	る。	301,000			
漁 港 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	2,000	を翌年度以降 に繰り下げて			52,000			
観 光 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	50,000	借り入れるこ とができる。			52,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	4,350,000	発行価格が 額面金額を下			7,393,000			
教 育 施 設 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	192,000	回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			375,000			
計	23,878,000				45,503,000			

令和8年度熊本県下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	3,439,661千円	20,000千円	3,459,661千円
第1項 営業費用	3,340,403千円	20,000千円	3,360,403千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「901,287千円」を「901,954千円」に、「436,908千円」を「437,575千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,630,525千円	79,333千円	2,709,858千円
第1項 企 業 債	975,580千円	26,000千円	1,001,580千円
第4項 補 助 金	1,258,750千円	53,333千円	1,312,083千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,531,812千円	80,000千円	3,611,812千円
第1項 建設改良費	3,051,946千円	80,000千円	3,131,946千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の目的に「八代北部流域下水道災害復旧事業費」を加え、起債の限度額に「26,000千円」を加える。

令和 8 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、特別損失中、災害復旧費85,000千円の財源に充てるため、企業債17,000千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 事業収益	1,189,585千円	68,000千円	1,257,585千円
第 3 項 特別利益	27,200千円	68,000千円	95,200千円
	支	出	
第 1 款 事業費	1,318,647千円	85,000千円	1,403,647千円
第 4 項 特別損失	34,000千円	85,000千円	119,000千円

（企業債）

第 3 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額「6,000千円」を「23,000千円」に改める。

令和 8 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度熊本県病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「360,866 千円」を「361,696 千円」に、「248,405 千円」を「249,235 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 資本的収入	45,000 千円	9,145 千円	54,145 千円
第 1 項 企 業 債	45,000 千円	2,000 千円	47,000 千円
第 2 項 補 助 金	0 千円	5,659 千円	5,659 千円
第 3 項 諸 収 入	0 千円	1,486 千円	1,486 千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	405,866 千円	9,975 千円	415,841 千円
第 1 項 建設改良費	47,634 千円	9,975 千円	57,609 千円

（積立金の目的外使用）

第 3 条 予算第 5 条に定めた積立金の目的外使用額「248,405 千円」を「249,235 千円」に改める。

（企業債）

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額「45,000 千円」を「47,000 千円」に改める。

熊本県告示第 6 9 2 号
介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 2 5 日

熊本県知事 木 村 敬				
事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社つなぐ	ヘルパーステーション きらり	球磨郡あさぎり町上東 1 9 3 4 番地 2	令和 8 年（2 0 2 6 年）1 0 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 6 9 3 号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2

3号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
令和8年(2026年)9月25日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ケアセンターやまと 上益城郡山都町大平91番地	社会福祉法人山都町社会福祉協議会 上益城郡山都町大平91番地 坂本 靖也	重度訪問介護	令和8年(2026年)9月1日
ヘルパーステーションスマイル 人吉市北泉田町141-5 クオーレ北泉田1F	株式会社ケアマネジメント研究所 人吉市鬼木町829番地13 黄檗 好弘	居宅介護 重度訪問介護	令和8年(2026年)9月30日
介護・りゅうそう訪問介護事業所 八代市高下西町1760	社会福祉法人 権現福祉会 八代市場町35番地2 松本 善孝	居宅介護 重度訪問介護	令和8年(2026年)10月31日

熊本県告示第694号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第2項の規定により地方税共同機構に収納に関する事務を行わせる特定歳入等として次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。
令和8年(2026年)9月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 特定歳入等
地方自治法第231条の2の2に規定する歳入等(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項に規定する歳入等及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の20第2項において準用する同条第1項に規定する歳入を除く。)のうち、納入義務者が地方自治法施行規則第12条の2の21第1項に規定する方法により納付するもの
- 2 特定歳入等の収納に関する事務の例により収納に関する事務を行わせる返納金
熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第56条第1項の返納金のうち、返納義務者が地方自治法施行規則第12条の2の21第1項に規定する方法により返納するもの
- 3 特定歳入等の収納に関する事務を行わせることとした日
令和9年(2027年)4月1日

熊本県告示第695号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和8年(2026年)9月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字笹尾714番1、722番、735番7、740番10
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字笹尾714番1・722番・735番7・740番10(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第696号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和8年（2026年）9月25日

熊本県知事 木 村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字一関字中牧2379番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第697号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和8年（2026年）9月25日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株行会社なごみ	デイサービスセンター ふるさとの奏	菊池郡大津町引水東原714番地1	令和8年（2026年）10月1日	通所介護

熊本県告示第698号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和8年（2026年）9月25日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社なごみ	デイサービスセンター ふれしあ	宇土市松山町5008番地2	令和8年（2026年）10月1日	通所介護

熊本県告示第699号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和8年（2026年）9月25日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社なごみ	ホームヘルプサービス ふれしあ	宇土市松山町5008番地2	令和8年（2026年）10月1日	訪問介護

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県農林水産部森林局森林整備課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）9月25日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（カラー数値撮影（デジタル）同時調整）	令和8年（2026年） 8月28日から 令和9年（2027年） 2月26日まで	熊本県宇城市・宇土市

熊本県公告第536号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）9月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字高木字上古閑原2057番1、同2058番1及び同2060番1
3,384.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市西区池田四丁目30番24号
株式会社山本産業

熊本県公告第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）9月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町花立二丁目4208番3
2,476.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン

熊本県公告第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）9月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字鯉字宮園1427番1の一部、同1427番2の一部、同1428番、同1429番、同1430番、同1431番、同1439番、同1440番の一部及び同1441番の一部
2,842.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区小峯三丁目1番18号
株式会社南栄開発
熊本市南区流通団地一丁目42番1号
TAKASUGI株式会社

熊本県公告第539号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）9月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市泗水町田島字宮田342番、同343番1、同343番2、同344番1、同344番2、同345番、同346番、同347番、同348番、同349番1、同349番2、同350番1、同351番、同352番、同353番、同354番、同358番、同359番及び同360番並びに同字辰頭606番、同607番、同608番、

- 同609番1、同609番2、同627番1、同627番2、同627番3、同628番1、同628番2、同628番3及び同629番2
37, 594.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市御代志713番地18
株式会社アイシン商事

熊本県公告第540号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和8年(2026年)9月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字松ノ本1665番390
247.71平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号
株式会社東栄住宅

熊本県公告第541号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和8年(2026年)9月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
熊本県農業公園(以下「農業公園」という。)
- (2) 場所
合志市栄3802番地4ほか
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 278,776平方メートル
イ 主な施設 芝生広場、バラ園、カントリータワー等
- 2 指定管理者が行う業務の具体的内容
- (1) 農業及び「食のみやこ熊本県」に関する県民の理解と興味を深め、また、そのきっかけづくりに繋がる業務
- (2) 農業に関する資料の展示、情報の収集及び提供
- (3) 展示、研修及び会議のための施設の提供
- (4) 農業公園の入園に関する業務
- (5) 農業公園の使用の許可に関する業務
- (6) 農業公園の利用料金に関する業務
- (7) 農業公園の施設、設備及び備品の維持、修繕に関する業務
- (8) その他農業の振興及び発展に必要な業務及び指定管理者が農業公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和9年(2027年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日まで
- 4 管理に要する経費
農業公園の管理に要する経費は、利用料金収入及び熊本県が支払う委託料によって賄うこととする。このうち、熊本県が支払う委託料の額は、熊本県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者に提案を求める。
- 5 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、地方法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 貸金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。

- ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名については、構成員全員が行うこと。
- ウ 6(1)ウからクまで及びケ(ア)から(ウ)までに掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行わないこと。
- オ 代表団体は(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、その他の構成員は(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 6 申請の手続
- (1) 提出書類
- 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- なお、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- ア 指定管理者指定申請書(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)別記様式)
- イ 熊本県農業公園指定管理者事業計画書及び収支計画書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 熊本県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 指定申請に係る誓約書
- (ウ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書
- (エ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金の請求・受領をする団体等を明らかにした書類)の写し
- (2) 提出先
- 熊本県農林水産部農林水産政策課総務班(県庁行政棟本館8階)
- 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 電話番号096-333-2362(直通)
- (3) 提出期間
- 令和8年(2026年)10月16日(金)から令和8年(2026年)10月26日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 郵送の場合は、書留郵便により提出期間最終日の午後5時までに必着とする。
- 電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本10部(副本については、写しで可)
- 7 指定管理候補者の選定
- 指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に熊本県において指定管理者を選定する。
- 8 募集要項の交付
- 6(2)に掲げる場所で、令和8年(2026年)9月25日(金)から令和8年(2026年)10月26日(月)までの間に交付する。
- 9 現地説明会
- (1) 日時
- 令和8年(2026年)10月7日(水)午前10時30分
- (2) 場所
- 農業公園内会議室
- (3) その他
- 現地説明会への参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書にて6(2)の提出先にあらかじめ提出すること。
- 10 留意事項
- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

- (2) 提出された書類は、熊本県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。

11 その他

- (1) 指定管理者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、熊本県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
6(2)に同じ。

熊本県公告第542号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）9月25日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字上前通5175番11、同5176番1、同5176番2、同5176番3、同5177番1、同5177番3及び5177番7
2 工区 4, 739.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字曲手字部田811番地
社会福祉法人菊陽会

登載依頼

熊本県環境影響評価審査会公告第2号

熊本県環境影響評価審査会を、次のとおり開催する。

令和8年（2026年）9月25日

熊本県環境影響評価審査会

- 1 開催日時
令和8年（2026年）10月6日（火）午前9時30分から午前11時00分まで
- 2 開催形式
会場：熊本県庁行政棟本館5階 審議会室（熊本市中央区水前寺6-18-1）
オンライン形式：Cisco Webexを利用する。
- 3 審議内容
「（仮称）下笠・松原揚水発電所新設計画 計画段階環境配慮書」について
- 4 傍聴者の定員
会場：10人
オンライン形式：200人
- 5 会場における傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
(2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 オンライン会議形式の傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、電子システムサービス「LOGOフォーム」により、令和8年（2026年）10月1日（木）午後5時までに申し込みを行うこと。
(2) 申し込みが定員に達した場合は、予定より早く申し込みを早く締め切る場合があるため、留意すること。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）
電話096-333-2268

公立大学法人熊本県立大学公告第1号

地方独立行政法人法第34条第3項の規定に基づき、令和7事業年度に係る財務諸表を次のとおり公告する。

令和8年(2026年)9月25日

公立大学法人熊本県立大学
理事長 黒田 忠広貸 借 対 照 表
(令和8年(2026年)3月31日)

資産の部		(単位:円)
Ⅰ 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		9,088,942,082
建物	4,844,794,720	
減価償却累計額	△ 3,134,887,054	1,709,907,666
構築物	57,617,503	
減価償却累計額	△ 39,313,095	18,304,408
機械装置	22,942,000	
減価償却累計額	△ 17,071,922	5,870,078
工具器具備品	2,052,773,004	
減価償却累計額	△ 1,178,320,966	874,452,038
図書		1,173,826,235
美術品・収蔵品		29,200,000
建設仮勘定		178,221,522
有形固定資産合計		13,078,724,029
2 無形固定資産		
ソフトウェア		82,246,090
電話加入権		64,000
無形固定資産合計		82,310,090
3 投資その他の資産		
差入敷金・保証金		504,000
破産更生債権等	1,763,800	
徴収不能引当金	△ 1,763,800	-
投資その他の資産合計		504,000
固定資産合計		13,161,538,119
Ⅱ 流動資産		
現金及び預金		662,649,071
未収学生納付金収入		21,942,000
受託研究未収金		7,100,619
共同研究未収金		31,896,520
受託事業未収金		2,700,650
その他未収金		138,958,980
棚卸資産		145,542
前払費用		448,962
立替金		277,224
流動資産合計		866,119,568
資産合計		14,027,657,687

(単位:円)			
負債の部			
I 固定負債			
長期繰延補助金等 ※	112,822,265		
長期未払金	445,840,906		
固定負債合計		558,663,171	
II 流動負債			
預り施設費 ※	51,555,000		
寄附金債務 ※	92,887,366		
前受受託研究費 ※	8,570,215		
前受共同研究費 ※	6,009,561		
前受受託事業費等 ※	603,366		
前受金	430,000		
科学研究費助成事業等預り金	19,460,305		
預り金	23,353,607		
未払金	499,860,809		
未払費用	195,401		
未払消費税等	3,965,500		
流動負債合計		706,891,130	
負債合計			1,265,554,301
純資産の部			
I 資本金			
地方公共団体出資金	12,166,185,000		
資本金合計		12,166,185,000	
II 資本剰余金			
資本剰余金	803,643,622		
減価償却相当累計額 ※	△ 2,753,051,674		
減損損失相当累計額 ※	△ 288,000		
除売却差額相当累計額 ※	7,656,239		
資本剰余金合計		△ 1,942,039,813	
III 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金 ※	2,434,964,815		
当期末処分利益	102,993,384		
(うち当期総利益)	(102,993,384)		
利益剰余金合計		2,537,958,199	
純資産合計			12,762,103,386
負債純資産合計			14,027,657,687

※ これらは、公立大学法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

注)1 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額 601,087,827 円

(熊本県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)

注)2 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額 101,009,438 円

損 益 計 算 書

(令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日)

		(単位:円)
経常費用		
業務費		
教育経費	844,477,863	
研究経費	129,575,276	
教育研究支援経費	263,748,729	
受託研究費	114,607,915	
共同研究費	53,355,099	
受託事業費	6,965,137	
役員人件費	69,887,332	
教員人件費	1,070,801,006	
職員人件費	580,864,131	3,134,282,488
一般管理費		195,887,453
財務費用		
支払利息	13,052,078	
為替差損	1,267,701	14,319,779
雑損		17,008
経常費用合計		<u>3,344,506,728</u>
経常収益		
運営費交付金収益 ※		1,707,525,206
授業料収益		
授業料収益	1,143,894,830	
公開講座等収益	592,000	1,144,486,830
入学金収益 ※		132,207,000
検定料収益		36,256,000
受託研究収益 ※		115,431,155
共同研究収益 ※		53,192,299
受託事業等収益 ※		7,270,284
補助金等収益 ※		45,549,161
寄附金収益 ※		84,449,551
財務収益		
受取利息	1,328,094	
その他財務収益	334,499	1,662,593
雑益		
財産貸付料収入	8,591,726	
講習料等収益	100,000	
手数料収入	282,400	
売払収入	33,060	
間接経費収入	11,778,044	
その他雑益	14,381,463	35,166,693
経常収益合計		<u>3,363,196,772</u>
経常利益		<u>18,690,044</u>
臨時損失		
固定資産除却損		5
当期純利益		<u>18,690,039</u>
前中期目標期間繰越積立金取崩額 ※		84,303,345
当期総利益		<u>102,993,384</u>

※ これらは、公立大学法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

(単位:円)		
当期総利益		102,993,384
減価償却相当額	△ 116,990,601	
賞与引当増加相当額	△ 4,382,673	
退職給付引当増加相当額	△ 18,679,083	
		△ 140,052,357
その他		25,212,110
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額		△ 11,846,863

注)1 賞与引当増加相当額には、熊本県からの派遣職員に係るもの2,600,977円が含まれております。
注)2 退職給付引当増加相当額には、熊本県からの派遣職員に係るもの26,330,462円が含まれております。

科学研究費助成事業等に関する注記

(単位:円)	
当期受入額	39,480,148
当期支出額	42,498,031

純資産変動計算書
(令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日)

(単位:円)

	Ⅰ 資本金		Ⅱ 資本剰余金						Ⅲ 利益剰余金(又は繰越欠損金)					純資産 合計
	地方公共団体 出資金	資本金 合計	資本 剰余金	減価償却相当 累計額 (一)	減損損失 相当 累計額 (一)	除売却差 額相当 累計額 (一)	資本剰余金合計	前中期 目標期 間繰越 積立金	教育研 究等環 境整備 目的積 立金	積立金	当期未処 分利益 (又は当期 未処理損 失)	うち 当期総利益 (又は当期 総損失)	利益剰余金 (又は繰越 欠損金) 合計	
	12,166,185,000	12,166,185,000	778,431,512	△ 2,638,081,073	△ 288,000	7,656,239	△ 1,850,261,322	2,500,332,482	-	-	△ 15,852,192	-	2,544,480,270	12,860,403,948
当期変動額														
Ⅰ 資本金の当期変動額														
Ⅱ 資本剰余金の当期変動額														
固定資産の取得			25,212,110				25,212,110						-	25,212,110
減価償却				△ 116,990,601			△ 116,990,601						-	△ 116,990,601
Ⅲ 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額														
(1) 利益の処分又は損失の処理														
損失の処理による取崩し								△ 15,852,192			15,852,192		-	-
(2) その他														
当期純利益(又は当期純損失)											102,993,384	102,993,384	102,993,384	102,993,384
前中期目標期間繰越積立金取崩額								△ 109,515,455					△ 109,515,455	△ 109,515,455
当期変動額合計	-	-	25,212,110	△ 116,990,601	-	-	△ 91,778,491	△ 125,367,647	-	-	118,845,576	102,993,384	△ 6,522,071	△ 98,300,562
当期末残高	12,166,185,000	12,166,185,000	803,643,622	△ 2,753,051,674	△ 288,000	7,656,239	△ 1,942,039,813	2,434,964,815	-	-	102,993,384	102,993,384	2,537,958,199	12,762,103,386

キャッシュ・フロー計算書
(令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 747,447,090
人件費支出	△ 1,816,543,300
その他の業務支出	△ 148,479,123
運営費交付金収入	1,596,613,318
授業料収入	847,490,250
入学金収入	80,964,000
検定料収入	36,256,000
受託研究収入	117,519,156
共同研究収入	37,187,544
受託事業等収入	9,949,255
補助金等収入	34,666,153
寄附金収入	13,586,502
預り金の増減額	△ 11,354,243
預り科研費等の増減額	△ 5,011,653
その他収入	35,767,693
業務活動によるキャッシュ・フロー	81,164,462
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形固定資産取得による支出	△ 209,694,634
施設費による収入	51,555,000
小計	△ 158,139,634
利息の受取額	1,662,593
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 156,477,041
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 142,496,956
小計	△ 142,496,956
利息の支払額	△ 14,319,779
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 156,816,735
IV 資金増加額	△ 232,129,314
V 資金期首残高	894,778,385
VI 資金期末残高	662,649,071

利益の処分にに関する書類

			(単位:円)
I 当期末処分利益			102,993,384
当期総利益		102,993,384	
II 利益処分額			
積立金		101,298,444	
地方独立行政法人法第40条第3項により 設置団体の長の承認を受けようとする額			
教育研究等環境整備目的積立金	1,694,940	1,694,940	<u>102,993,384</u>

注 記

(重要な会計方針)

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(令和8年3月31日改訂)及び「『地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A」(令和8年4月改訂)(以下「地方独立行政法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表を作成しています。

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、授業料等減免費交付金及び退職一時金等については費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については見積耐用年数により、受託研究等収入により購入した償却資産で当該受託研究等以外に汎用的に利用できないものについては当該受託研究等期間を耐用年数としております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	4	～	47	年
構	築	10	～	34	年
機	械			15	年
工	具	1	～	15	年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から、前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第90第5項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5. 徴収不能引当金の計上基準

将来の授業料の滞納による損失に備えるため、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しております。

6. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法により評価しております。

7. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

9. 収益認識に関する注記

当法人は、地方独立行政法人会計基準第84における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

(単位:円)		
1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳		
	現金及び預金	662,649,071
	資金期末残高	662,649,071
2. 重要な非資金取引		
(1)	ファイナンス・リースによる資産の取得	193,489,189
(2)	現物寄附の受入による資産・消耗品の取得	73,631,754

(減損会計関係)

該当事項はありません。

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

(金融商品に関する事項)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。また、未收債権等については、会計規程に沿ってリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)			
	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額(*)
現金及び預金	662,649,071	662,649,071	-
未收金	202,598,769	202,598,769	-
長期未払金	(445,840,906)	(432,435,520)	(13,405,386)
未払金	(499,860,809)	(499,860,809)	-

(*)負債に計上されているものは、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金、未收金および未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期未払金
長期未払金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する事項)
該当事項はありません。

(公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト)

(単位:円)

I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用	3,344,506,733	
(2) (控除)自己収入等	△ 1,598,344,361	
業務費用合計		1,746,162,372
II 資本剰余金を減額したコスト等		140,052,357
III 機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	100	
地方公共団体出資の機会費用	234,140,344	234,140,444
IV 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト		2,120,355,173

(注1)国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法
天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。

(注2)地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率
新発10年国債の令和8年3月末利回りを参考に2.345%で計算しております。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第92 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類		期 首	当 期	当 期	期 末	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末	摘 要
		残 高	増加額	減少額	残 高		当期償却額		当期減損 損失	当期減損 損失相当 額	残 高	
有形 固定資産 (特定償却 資産)	建 物	3,362,643,099	-	-	3,362,643,099	2,414,584,412	100,639,345	-	-	-	948,058,687	
	構 築 物	907,200	-	-	907,200	498,958	59,875	-	-	-	408,242	
	工具器具備品	375,258,213	23,551,000	-	398,809,213	337,596,499	16,043,326	-	-	-	61,212,714	
	計	3,738,808,512	23,551,000	-	3,762,359,512	2,752,679,869	116,742,546	-	-	-	1,009,679,643	
有形 固定資産 (特定償却 資産以外)	建 物	1,424,775,180	57,376,441	-	1,482,151,621	720,302,642	72,089,447	-	-	-	761,848,979	
	構 築 物	56,710,303	-	-	56,710,303	38,814,137	2,585,393	-	-	-	17,896,166	
	機 械 装 置	22,942,000	-	-	22,942,000	17,071,922	581,680	-	-	-	5,870,078	
	工具器具備品	1,643,195,512	229,681,602	218,913,323	1,653,963,791	840,724,467	204,889,317	-	-	-	813,239,324	
	図 書	1,162,736,025	12,704,848	1,614,638	1,173,826,235	-	-	-	-	-	1,173,826,235	
	計	4,310,359,020	299,762,891	220,527,961	4,389,593,950	1,616,913,168	280,145,837	-	-	-	2,772,680,782	
非償却 資 産	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	36,815,958	173,691,722	32,286,158	178,221,522	-	-	-	-	-	178,221,522	
	計	9,154,958,040	173,691,722	32,286,158	9,296,363,604	-	-	-	-	-	9,296,363,604	
有形 固定資産 合 計	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	建 物	4,787,418,279	57,376,441	-	4,844,794,720	3,134,887,054	172,728,792	-	-	-	1,709,907,666	
	構 築 物	57,617,503	-	-	57,617,503	39,313,095	2,645,268	-	-	-	18,304,408	
	機 械 装 置	22,942,000	-	-	22,942,000	17,071,922	581,680	-	-	-	5,870,078	
	工具器具備品	2,018,453,725	253,232,602	218,913,323	2,052,773,004	1,178,320,966	220,932,643	-	-	-	874,452,038	注)
	図 書	1,162,736,025	12,704,848	1,614,638	1,173,826,235	-	-	-	-	-	1,173,826,235	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	36,815,958	173,691,722	32,286,158	178,221,522	-	-	-	-	-	178,221,522	
	計	17,204,125,572	497,005,613	252,814,119	17,448,317,066	4,369,593,037	396,888,383	-	-	-	13,078,724,029	
無 形 固定資産 (特定償却 資産)	ソフトウェア	825,000	1,661,110	-	2,486,110	371,805	248,055	-	-	-	2,114,305	
	計	825,000	1,661,110	-	2,486,110	371,805	248,055	-	-	-	2,114,305	
無 形 固定資産 (特定償却 資産以外)	ソフトウェア	75,188,500	46,117,284	-	121,305,784	41,173,999	16,910,549	-	-	-	80,131,785	
	電話加入権	352,000	-	-	352,000	-	-	288,000	-	-	64,000	
	計	75,540,500	46,117,284	-	121,657,784	41,173,999	16,910,549	288,000	-	-	80,195,785	
無 形 固定資産 合 計	ソフトウェア	76,013,500	47,778,394	-	123,791,894	41,545,804	17,158,604	-	-	-	82,246,090	
	電話加入権	352,000	-	-	352,000	-	-	288,000	-	-	64,000	
	計	76,365,500	47,778,394	-	124,143,894	41,545,804	17,158,604	288,000	-	-	82,310,090	
投資その他の 資産	差入敷金・保証金	504,000	-	-	504,000	-	-	-	-	-	504,000	
	破産更生債権等	1,495,900	267,900	-	1,763,800	-	-	-	-	-	1,763,800	
	徴収不能引当金	-1,495,900	-267,900	-	-1,763,800	-	-	-	-	-	-1,763,800	
	計	504,000	-	-	504,000	-	-	-	-	-	504,000	

注)

当期増加額のうち主なものは以下のとおりです。

建 物	環境共生学部北棟空調設備(吸収式冷温水機)改修	54,279千円
工具器具備品	高性能GPUサーバー式	65,005千円

建設仮勘定	大ホール吸収式冷温水機・冷温水ポンプ設備改修	55,142千円
	環境共生学部南北棟空調設備(冷却塔ほか)改修	68,698千円
	新学部棟新築	55,141千円

当期減少額のうち主なものは以下のとおりです。

工具器具備品	教務システム(リース)	52,666千円
	教育用情報基盤機器等(リース)	44,699千円

工具器具備品	総合事務管理システム(リース)	36,783千円
	図書館システム(リース)	44,000千円

(2) 棚卸資産の明細

(単位:円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯 蔵 品	137,666	638,190	-	630,314	-	145,542	
計	137,666	638,190	-	630,314	-	145,542	

(3) 無償使用公有財産等の明細

(単位:円)

区 分	種 別	所 在 地	面 積	構 造	機会費用 の金額	摘 要
土地	土 地	天草市天草町大江1003番地	8.26㎡		100	機器設置
計			8.26㎡		100	

(4) 有価証券の明細

(4)ー1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4)ー2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(5) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(6) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(7) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(8) 引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
徴収不能引当金	1,495,900	267,900	-	-	1,763,800	
計	1,495,900	267,900	-	-	1,763,800	

(9) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(10) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(11) 資本剰余金の明細

(単位:円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
無償譲与	29,552,000	-	-	29,552,000	
目的積立金	748,879,512	25,212,110	-	774,091,622	注)
計	778,431,512	25,212,110	-	803,643,622	

注) 当期増加額は、資産の取得によるものであります。

(12) 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

積立金の名称 及び事業名	前中期目標期間繰越積立金	
	教育研究等環境整備事業	計
工具・器具・備品	23,551,000	23,551,000
ソフトウェア	1,661,110	1,661,110
小 計	25,212,110	25,212,110
教育経費		
消耗品費	1,521,236	1,521,236
備品費	2,721,620	2,721,620
旅費交通費	334,472	334,472
通信運搬費	716,808	716,808
賃借料	943,750	943,750
保守費	403,590	403,590
行事費	3,540,000	3,540,000
報酬委託手数料	5,592,309	5,592,309
助成金	6,600	6,600
教育研究支援経費		
消耗品費	4,587,000	4,587,000
備品費	143,000	143,000
通信運搬費	2,464,000	2,464,000
賃借料	16,863,000	16,863,000
保守費	6,588,560	6,588,560
報酬・委託・手数料	19,276,400	19,276,400
一般管理費		
報酬・委託・手数料	18,601,000	18,601,000
小 計	84,303,345	84,303,345
合 計	109,515,455	109,515,455

(13) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(13)ー1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当 期 振 替 額			期末残高
			運営費 交付金収益	資本剰余金	小 計	
令和7年度	-	1,707,525,206	1,707,525,206	-	1,707,525,206	-
合 計	-	1,707,525,206	1,707,525,206	-	1,707,525,206	-

(13)ー2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和7年度交付分	合 計
費用進行基準	398,964,278	398,964,278
期間進行基準	1,308,560,928	1,308,560,928
計	1,707,525,206	1,707,525,206

(14) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(14)ー1 施設費の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期交付額	当期振替額			期末残高	摘要
			資本剰余金	施設費収益	その他		
半導体関連人材育成に係る施設整備等交付金	-	51,555,000	-	-	-	51,555,000	
計	-	51,555,000	-	-	-	51,555,000	

注) 期末残高の51,555,000円は、建設仮勘定に計上済です。

(14)ー2 補助金等の明細

(単位:円)

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額					期末残高	摘要
					長期繰延補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	補助金等収益	その他		
外国人水銀研究者育成支援事業費補助金	熊本県	直接経費	-	19,324,270	-	-	-	19,324,270	-	-	交付決定額19,324,270
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域活性化人材育成事業～SPARC～	文部科学省(熊本大学)	直接経費	-	17,000,000	-	-	-	17,000,000	-	-	交付決定額17,000,000
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計		直接経費	-	36,324,270	-	-	-	36,324,270	-	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	36,324,270	-	-	-	36,324,270	-	-	

注) 損益計算書の補助金等収益は、長期繰延補助金等からの振替分(9,224,891円)が含まれるため、上記補助金等収益とは一致しません。

(15) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給与等		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役 員	常 勤	62,852,410	4	-	-
	非常勤	1,467,000	2	-	-
	計	64,319,410	6	-	-
教 員	常 勤	759,535,346	86	89,678,641	7
	非常勤	93,748,308	137	-	-
	計	853,283,654	223	89,678,641	7
職 員	常 勤	285,834,741	39	1,144,112	2
	非常勤	217,405,727	147	-	-
	計	503,240,468	186	1,144,112	2
合 計	常 勤	1,108,222,497	129	90,822,753	9
	非常勤	312,621,035	286	-	-
	計	1,420,843,532	415	90,822,753	9

- 注1) 役員に対する報酬は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則に基づき支給しております。
- 注2) 教職員に対する給与は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則に基づき支給しております。
- 注3) 教職員に対する退職手当は、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則に基づき支給しております。
- 注4) 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。
- 注5) 上記明細には受託研究費、共同研究費及び受託事業費等による人件費は含まれておりません。

(16) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

(17) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

業務費		
教育経費		
消耗品費	64,892,297	
備品費	13,514,409	
印刷製本費	11,338,318	
水道光熱費	54,493,035	
旅費交通費	21,116,397	
通信運搬費	7,806,962	
賃借料	13,692,330	
車両燃料費	98,580	
保守費	70,580,620	
修繕費	22,830,574	
損害保険料	352,790	
広告宣伝費	844,600	
行事費	18,102,100	
諸会費	738,087	
報酬・委託・手数料	68,547,956	
助成金	1,476,600	
奨学費	346,416,800	
減価償却費	127,367,508	
徴収不能引当金繰入	267,900	844,477,863
研究経費		
消耗品費	16,256,615	
備品費	12,169,632	
印刷製本費	1,737,206	
水道光熱費	19,022,142	
旅費交通費	17,876,711	
通信運搬費	1,819,270	
賃借料	1,011,223	
保守費	19,613,116	
修繕費	8,835,238	
諸会費	3,666,951	
報酬・委託・手数料	3,140,181	
租税公課	77,100	
減価償却費	24,349,891	129,575,276
教育研究支援経費		
消耗品費	24,692,498	
備品費	1,289,759	
印刷製本費	1,036,642	
水道光熱費	15,118,692	
旅費交通費	1,533,173	
通信運搬費	2,095,865	
賃借料	4,313,983	
保守費	13,753,442	
修繕費	2,081,976	
損害保険料	27,730	
広告宣伝費	438,460	
諸会費	809,400	
報酬・委託・手数料	76,329,170	
租税公課	6,000	
減価償却費	120,201,939	
雑費	20,000	263,748,729
受託研究費		
消耗品費	9,925,623	
備品費	1,840,350	
印刷製本費	549,560	
水道光熱費	10,698,697	
旅費交通費	11,739,270	
通信運搬費	846,054	
賃借料	5,658,018	
保守費	376,320	
修繕費	1,425,826	
損害保険料	205,710	
諸会費	280,102	
報酬・委託・手数料	9,663,076	
租税公課	61,300	
減価償却費	8,286,572	
職員人件費	53,051,437	114,607,915

共同研究費			
消耗品費		3,140,130	
備品費		416,520	
水道光熱費		7,248,278	
旅費交通費		1,419,311	
通信運搬費		6,320	
賃借料		128,502	
修繕費		441,100	
諸会費		36,000	
報酬・委託・手数料		28,277,099	
減価償却費		538,010	
職員人件費		11,703,829	53,355,099
受託事業費			
消耗品費		1,236,083	
印刷製本費		99,000	
水道光熱費		697,650	
旅費交通費		1,624,418	
通信運搬費		17,610	
賃借料		1,226,974	
修繕費		764,500	
報酬・委託・手数料		968,800	
職員人件費		330,102	6,965,137
役員人件費			
役員報酬		43,361,025	
賞与		17,082,447	
法定福利費		5,567,922	
通勤手当		3,875,938	69,887,332
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	537,509,895		
賞与	218,818,467		
退職給付費用	89,678,641		
法定福利費	124,061,885		
通勤手当	3,206,984	973,275,872	
非常勤教員給与			
給料	93,682,308		
法定福利費	3,776,826		
通勤手当	66,000	97,525,134	1,070,801,006
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	214,091,484		
賞与	69,581,657		
退職給付費用	1,144,112		
法定福利費	44,772,844		
通勤手当	2,161,600	331,751,697	
非常勤職員給与			
給料	213,016,979		
法定福利費	31,706,707		
通勤手当	4,388,748	249,112,434	580,864,131
一般管理費			
一般管理費			
消耗品費		8,907,818	
備品費		1,499,102	
印刷製本費		1,194,858	
水道光熱費		4,895,862	
旅費交通費		6,895,121	
通信運搬費		3,444,092	
賃借料		10,272,157	
福利厚生費		2,992,660	
保守費		27,650,123	
修繕費		7,558,312	
損害保険料		16,270,550	
広告宣伝費		3,446,400	
諸会費		3,262,100	
報酬・委託・手数料		71,595,959	
銀行手数料		3,665,993	
租税公課		5,983,880	
減価償却費		16,312,466	
交際費		40,000	195,887,453

(18) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
—	87,218,256	932	注1)、注2)
合 計	87,218,256	932	

注1)セグメントは単一のため、区分欄は記載を省略しております。

注2)現物寄附の件数は927件、金額は73,631,754円です。

(19) 受託研究の明細

(単位:円)

委託者	経費の別	期 首 残 高	当 期 受 入 額	受託研究収益	期 末 残 高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	—	6,740,619	6,740,619	—
	間接経費	—	620,000	620,000	—
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	—	850,455	—	850,455
	間接経費	—	149,545	149,545	—
国	直接経費	—	350,000	350,000	—
	間接経費	—	—	—	—
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	12,735,935	70,026,000	76,442,594	6,319,341
	間接経費	1,721,016	21,007,800	21,442,982	1,285,834
株式会社等	直接経費	300,000	8,600,000	8,785,415	114,585
	間接経費	—	900,000	900,000	—
その他	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
合 計	直接経費	13,035,935	86,567,074	92,318,628	7,284,381
	間接経費	1,721,016	22,677,345	23,112,527	1,285,834

(20) 共同研究の明細

(単位:円)

共同研究契約 の相手方	経費の別	期 首 残 高	当 期 受 入 額	共同研究収益	期 末 残 高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
国	直接経費	—	918,000	332,662	585,338
	間接経費	—	275,400	275,400	—
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
株式会社等	直接経費	3,843,875	45,857,359	45,611,359	4,089,875
	間接経費	—	8,307,226	6,972,878	1,334,348
その他	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
合 計	直接経費	3,843,875	46,775,359	45,944,021	4,675,213
	間接経費	—	8,582,626	7,248,278	1,334,348

(21) 受託事業等の明細

(単位:円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	2,350,000	2,350,000	-
	間接経費	-	350,650	350,650	-
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	1,021,000	1,021,000	-
	間接経費	-	152,000	152,000	-
国	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	-	1,305,000	701,634	603,366
	間接経費	-	195,000	195,000	-
その他	直接経費	-	2,500,000	2,500,000	-
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	-	7,176,000	6,572,634	603,366
	間接経費	-	697,650	697,650	-

(22) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:円、件)

種 目	当期受入額	件数	摘 要
基盤研究(A)	(2,580,000) 708,000	5	
基 盤 研 究 (B)	(7,300,000) 2,190,000	13	
基盤研究(C)	(18,600,148) 5,580,044	39	
学術変革領 域研究(A)	(6,500,000) 1,950,000	1	
研 究 活 動 ス タ ー ト	(2,200,000) 660,000	3	
若 手 研 究	(2,300,000) 690,000	4	
合 計	(39,480,148) 11,778,044	65	

注1) 受入額は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数()書きとしております。

注2) 受入額には他大学等の研究分担者への送金額は含めず、他大学から本学研究分担者あての送金額を含めております。

(23) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 現金及び預金の明細

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	95,850	
預 金	662,553,221	
合 計	662,649,071	

② 未払金及び長期未払金の明細

(単位:円)

区 分		金 額
未 払 金	固 定 資 産	100,066,946
	人 件 費	91,580,566
	リ ー ス 債 務	134,581,568
	そ の 他	173,631,729
	小 計	499,860,809
長 期 未 払 金	リ ー ス 債 務	445,840,906
合 計		945,701,715